

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

- I 中国相談室 -胡 絢静中国弁護士-
- II 中国法令アップデート
 - ・労働契約法（改正案）（全国人民代表大会常務委員会）
 - ・最高人民法院による労働紛争案件審理の法律適用に関する問題の解釈（四）（意見募集稿）
 - ・著作権法（改正案第二稿）（国家版權局）
 - ・發明特許出願優先審査管理弁法（国家知的財産権局）
 - ・貨物貿易外貨管理制度の改革に関する公告（国家外貨管理局、税関総署、国家稅務総局）
 - ・對外勞務合作管理條例（國務院）
 - ・出入国管理法（全国人民代表大会常務委員会）
 - ・商業銀行資本管理弁法（試行）（中国銀行業監督管理委員会）

I 中国相談室



中国弁護士 胡 絢静

7月1日より「遊休土地処置弁法」（改正法）が実施されました。主にどういった点が改正されたのでしょうか？

中国に進出した外国企業がよく遭遇するトラブルの一つが土地・建物に関するものです。その中に、建設用地の建設開発の遅延により、遊休土地と認定されて、政府から遊休土地費用が徴収されたり、土地が無償回収されたりするケースがあります。こうした遊休土地費用の徴収や土地使用権の無償回収について定めたのが「遊休土地処置弁法」です。この点、旧法では、そもそも遊休土地の認定基準に不明確な部分があったほか、認定手続も法令上明確でないところがありました。改正法では、これらの点について次のような改正が行われていますが、いずれも、土地使用権の払下を受けた外国企業の利益の保護につながるものと期待されます。

1. 遊休土地の認定基準の明確化

遊休土地の認定の基準の一つとして、「所定の開発着工日から満1年が過ぎても建設開発に着手しないこと」があります。旧法では、この「建設開発に着手」の認定基準が明確ではありませんでしたが、改正法は、この点を明確に定めました。すなわち、深い基礎ピットの掘削が必要なプロジェクトは、基礎ピットの開削が完了すること、杭打ち基礎を使用するプロジェクトは、すべての基礎杭を打ち込むこと、その他のプロジェクトは、建設用地の施工が3分の1を完成していることを指すとしています。「建設開発に着手」したかどうかを判断する基準が明確になったことにより、恣意的な遊休土地の認定が行われる危険性が小さくなったといえます。

2. 「政府関連部門の行為により開発着工が遅れた場合」の明確化など

改正法は、政府が土地払下契約に定めた期日通りに土地を引き渡せなかった場合や、都市計画の変更等、企業の事由によらない政府側の行為により遊休土地が生じた場合につき、柔軟な処理を行う旨の規定を置きました。この処理の具体例としては、所定の開発着工日の延期（1年を上限）、協議による有償の国有建設用地使用権の回収などがあります。改正法は、政府側の事由に該当する場合を具体的に列挙することにより、この例外事由の認定を容易にすることが意図されていると考えられます。

また、開発着工が遅延する典型的なパターンの一つとしては、政府が移転補償を完了させる前に土地を企業に払い下げたものの、その後移転補償がスムーズに進まない結果、企業が開発着工に着手できなくなるというものがあります。これを防ぐため、改正法は、政府の供給する土地は「浄地」でなければならないことを改めて確認しました。「浄地」とは、土地の権利がはっきりしていること、移転補償が確実に実行されていること、法的、経済的紛争がないこと及び土地の位置、使用性質、容積率の計画条件が明確である土地のことです。これにより、土地の引渡の遅延などにより開発着工が遅れる事態が生じにくくなるものと期待されます。

3. 遊休土地の認定プロセスの明確化

改正法によると、政府が遊休土地と認定するには、改正法所定のプロセスを経なければなりません。まず、政府は、遊休土地との疑いを持った場合、「遊休土地調査通知書」を発行して企業に交付します。これに対し、企業は、土地利用状況、遊休の原因など説明資料を提示しますが、「政府関連部門の行為により開発着工が遅れた場合」に該当すると思われる場合には、この段階で関連説明資料を提出することが可能です。また、土地遊休費の徴収前や土地使用権の回収の前に、土地使用権者は聴取を求めることができることが明らかにされました。

以上

II 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕

最新中国法令の解説

<労働>

労働契約法（改正案）（全国人民代表大会常務委員会）

[ポイント] 本改正案は、使用者と従業員との間の労働契約の条件などについて定めた労働契約法の改正案であり、主に、中国でも幅広く活用されている労働者派遣に対する規制を強化するものである。労働者派遣は、一般的に臨時的、補助的又は代替的な職位において実施するものとされている（現行法第66条）が、この3要件の具体的な意味は法文上、明確ではなかった。本改正案は、この3要件の内容を具体的に定めており、「臨時的」とは、使用者の職位の存続期間が6ヶ月を超えないこと、「補助的」とは、使用者の職位が主な職位のためにサービスを提供するものであること、「代替的」とは、職員が休暇や休職学習などの原因によりその職位で業務を行えなくなった一定期間、派遣労働者が代わりに業務を行うことを指すことを明らかにしている（改正案第66条2項）。なお、2008年9月施行の同法実施条例の法案第38条1項にも類似の内容が定められていたが、同項の立法化は見送られていた。従業員の大多数を派遣従業員が占めるケースは、日系企業においても散見されるが、本改正案が立法化された場合、上記3要件の判断基準が明確になることにより、労働部門による立ち入り検査などで違法性がより指摘されやすくなるものと思われ、本改正案の立法化の動きには注意する必要がある。

（2012年7月6日～2012年8月5日意見募集）

[原文] 劳动合同法修正案（草案）

最高人民法院による労働紛争案件審理の法律適用に関する問題の解釈（四）（意見募集稿）

[ポイント] 本解釈（意見募集稿）は、労働法、労働契約法、労働争議調停仲裁法などに基づき定められた、労働紛争案件についての司法解釈である。労働契約法第4条は、従業員の重要な利益に直接に関わる規則の制定、改正などの際には、労働組合又は従業員代表との協議や従業員に対する告知などを要求しているが、本解釈では、これらの手続を取らなかった場合、この規則は労働紛争案件において審理の根拠とならないことが明らかにされている。実際には、就業規則の制定に際して従業員との協議や従業員に対する告知を行った旨の証拠を残していないケースも見られるが、本解釈によると、これらの手続を取ったことの立証ができない場合、この規則に基づく処分などの効力が無効とされる可能性もあるため、規則の制定や改正の手続について所定の手続を取った旨の記録を残しておく必要性が本解釈により確認されたといえる。また、使用者は、高級技術者などとの間で、経済補償金の支払いを条件として、退職後2年を超えない期間内で競業禁止について約定することができる（労働契約法第24条等）が、労働契約の終了・解除後、1ヶ月を超えて使用者が経済補償金を支払わない場合、使用者による競業禁止義務の履行請求は認められないこと、守るべき秘密などが公開されたことを理由に60日前に書面による通知を行うことで使用者側からこの約定を解除できることなど、不明確な点が多かった競業禁止義務についての実務上の取扱いが明らかにされており、注目される。

(2012年6月27日～2012年7月28日意見募集)

[原文] 最高人民法院于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释(四)(征求意见稿)

<知的財産権>

著作権法(改正案第二稿)(国家著作権局)

[ポイント] 本法(改正案第二稿)は、現行の著作権法の第二次改正案であり、今年3月31日の改正案について行われたパブリック・コメントを踏まえてこの改正案を修正したものである。3月の改正案で盛り込まれていた、上限を3倍とする懲罰的損害賠償の規定はこの第二次改正案においても維持されている。また、著作権が制限される場合として、著作物の中で他人の公表済みの著作物を引用する場合がある(現行法第22条1項(2))が、適正な引用と認められる要件として、新たに、「引用部分が他人の著作物の主要な部分又は実質的な部分でないこと」が追加されている点も注目される。

(2012年7月6日～2012年7月31日意見募集)

[原文] 著作権法(修改草案第二稿)

発明特許出願優先審査管理弁法(国家知的財産権局)

[ポイント] 本弁法は、専利法、専利法実施細則に基づき、発明特許出願の優先審査手続に関して定められたものである。本弁法によると、優先審査手続は、発明特許出願人が申請し、国家知的財産権局が優先審査を行うことを申請し、国家知的財産権局が同意してから1年以内に審査手続が終了するものとされており(第2条)、通常の審査には数年を要することと比較すると大幅な短縮が行われるものである。なお、優先審査手続の対象となり得る発明特許出願は、(1)省エネルギー・環境保護、次世代情報技術等の新技術、(2)低炭素技術、省資源等の環境に配慮した発展に重要な技術などとされている(第4条)。

(2012年6月19日公布、2012年8月1日施行)

[原文] 发明专利申请优先审查管理办法

<貿易管理>

貨物貿易外貨管理制度の改革に関する公告(国家外貨管理局、税関総署、国家税務総局)

[ポイント] 本公告は、貨物の輸出取引につき、取引ごとの照合消込(中国語:「核銷」)制度を廃止し、総量確認検査システムを導入することなどを定めたものである。企業を信用度に応じてA～Cの3ランクに分類し、最も信用の高いA類企業には、通関書、契約又はインボイスのみで外貨の受領・支払ができるようになる一方、最も信用が低いC類企業は、外貨の受領・受渡の際には、外貨局に対する個別の登記が求められるようになる。なお、貨物の輸入取引については、既に2010年12月の時点で照合消込は廃止されて総量確認検査システムに移行しており(貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法)、これで貨物の輸出入いずれについても照合消込制度が廃止されたことになる。

(2012年6月27日公布、2012年8月1日施行)

[原文] 关于货物贸易外汇管理制度改革的公告

対外労働合作管理条例(國務院)

[ポイント] 本条例は、労働者を組織して中国国外で外国企業のため労働を提供させる事業(対外労働合作)に関するものである。本条例では、(1)事業を営むための資格要件、(2)事業者が外国企業や労働者との間で締結すべき契約の条件等について規定し、当該事業を営む企業に適切な資格を要求するとともに契約内容を規制することで、労働者の権利保護を図ろうとしたものである。例えば、対外労働合作企業の資格要件については対外労働合作経営資格管理弁法等による管理がなされていたが、本条例では、最低登録資本要件の引き上げ(600万人民币以上)や労働管理に専門知識を有する人員の配備が要求

されるなどの面で規制の強化が行われている。なお、外国企業は、対外労務合作事業を営むことができない。

(2012年6月4日公布、同年8月1日施行) (國務院令第620号)

[原文] 対外労務合作管理条例

< 出入国管理 >

出入国管理法 (全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法は、現行の公民出境入境管理法と外国人出入国管理法 (いずれも1985年11月22日公布、1986年2月1日施行) に替わり、中国人及び外国人の出入国管理について定めたものである。外国人との関係では、滞在・居留に関する制度を整備し、入国・滞在・就業に対する管理が強化されている。例えば、滞在・居留に関する制度の変更がなされ、従前は明確でなかった滞在 (中国語:「停留」) と居留 (中国語:「居留」) の概念が、本法では原則として180日未満を滞在、それ以上が居留と整理され、両者の要件が整備された。また、罰則も強化されており、例えば、現行法では、不法就労した外国人に対する罰則は1000元以下の過料とされているが、本法では5000元~20000元の過料に引き上げられている。

(2012年6月30日公布、2013年7月1日施行)

[原文] 出境入境管理法

< 金融 >

商業銀行資本管理弁法 (試行) (中国銀行業監督管理委員会)

[ポイント] 本弁法は、2010年11月のG20において承認されたバーゼル合意を中国国内で実施することを目的として制定されたものである。同合意については2013年1月1日までに新資本監督管理基準を実施し、2019年までに全面的に基準に到達することが合意されている。本弁法は、主に(1)一体的な自己資本率の監督管理システムを定めたほか、(2)資本の明確な定義づけ、(3)資本に関するリスクの範囲の拡大などを行っている。また、同規制を実施するための行政による監督や情報開示に関する規定も設けられている。本法の施行とともに、従前、自己資本規制を行っていた商業銀行資本充足率管理弁法等の規定は廃止され、中国における自己資本規制は一本化される。

(2012年6月7日公布、2013年1月1日施行) (中国銀行業監督管理委員会令2012年第1号)

[原文] 商業銀行資本管理規則 (試行)

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
 お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)、
 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com) 又は若林 耕
 (ko.wakabayashi@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は
 は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
 までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：
 (東京オフィス) (北京オフィス)
 森脇 章 中川 裕茂
 中川 裕茂 濱本 浩平
 若林 耕 李 加弟
 石黒 昭吉 李 彬
 屠 錦寧 杜 雲華
 胡 絢静 安 然



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
 泉ガーデンタワー38 階 (総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>

安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
 北京發展大廈 809 室
 郵編 100004

Tel: +86-10-6590-9060 (代表)

Email: beijing@amt-law2.com